資料1

みやしろ健康福祉プラン　－障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画－　重点事業進行管理表

1. 地域福祉の推進体制

施策番号	事業の概要と方針	令和7年度実施状況	令和8年度目標	担当
1-1-2④	**福祉教育の推進** 町職員をはじめ、学校や企業、地域の関係者等、障がいのある人にかかわりのある機関・団体等の関係者を対象とした研修会を実施する。	・新規採用職員研修の後期日程のカリキュラムの1つとして障がい者福祉に関する研修を実施した（10月15日開催）。 ・住民対象の人権啓発講演会として東日本盲導犬協会を講師に招き「盲導犬の一生」という視覚障害の理解啓発を図る講演会を実施した。（2月3日開催）	・若年層職員を対象とした研修を継続し、障がいに対する理解を深めるとともに、各自が担当する業務において、障がい者が安全、安心に暮らせる地域づくりを推進する。 ・人権初級者研修を実施し、障がいに対する理解を深める。	総務課 （庶務職員担当） （人権推進室）
		・障害者週間に展示会や手話体験コーナーを実施。	・障害者週間に展示会を実施し、障がい者や障がい福祉関係団体の活動内容を広報する。 ・県及び埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会構成市町と共催で障がい者差別についての説明会・研修会を実施する。	福祉課 （福祉支援担当）
		・「この子にぴったりのサポートを考える」をテーマに、県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会を実施。（7月31日）	・特別に支援が必要な児童生徒に対応するため、特別支援教育に関する研修会を実施（年1回以上）し、教職員の特別支援教育に対する理解促進・指導力向上を目指す。	教育推進課 （学校教育担当）

施策番号	事業の概要と方針	令和7年度実施状況	令和8年度目標	担当
1-1-4②	**障がいを理由とする差別の解消の推進** 障がいに対する理解と社会的障壁についての啓発活動を推進するとともに相談窓口や協議会を設置し、適切な対応を行う。	・障害者差別解消支援地域協議会を開催。 ・障害者週間期間中に差別事例収集のためのボックスを設置。	・障がいを理由とする差別に関する相談や事例を関係機関で共有し、差別の解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行うため障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・県及び埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会構成市町と共催で障がい者差別についての説明会・研修会を実施する。（再掲）	福祉課 （福祉支援担当）

2. サービス提供体制

施策番号	事業の概要と方針	令和7年度実施状況	令和8年度目標	担当
2-1-2①	**相談の一元化（地域生活支援事業）** 基幹相談支援センターを中心にすべての障がいある人に適切に対応できる総合的な相談支援体制を整備構築する。 虐待や差別に関する相談についてもワンストップで対応できる体制を整備する。	・基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会での検討や情報共有を図るための会議に参画。 ・障がい者の虐待や差別に関する通報への対応。	・障がい者福祉に関する相談を福祉課に一元化し、支援にあたっては、関係機関と連携し対応する。	福祉課 （福祉支援担当）
2-2-2①	**地域福祉を支える人材の確保** 住民各層の知識や経験を活かす機会を提供し、地域福祉の担い手となる多様な人材の育成・確保を図る。 また、福祉サービスを担う人材の確保を図るため、関係機関と連携し、研修や職場環境の整備等にかかる支援を検討する。	・地域自立支援協議会による研修等の実施。	・関係機関と連携し、研修や職場環境の整備等にかかる支援を実施する。	福祉課 （福祉支援担当）

3. 福祉サービス

施策番号	事業の概要と方針	令和7年度実施状況	令和8年度目標	担当
3-2-1⑥	**地域生活支援拠点の運営** ①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会・場④専門人材の確保・要請⑤地域の体制づくりの機能を持つ地域生活拠点等を運営する。	・広域で地域生活支援拠点を運営し、コーディネーターを配置。埼葛北地区地域自立支援協議会において地域生活支援拠点の評価を実施。	・広域で地域生活支援拠点を運営し、コーディネーターを配置する。埼葛北地区地域自立支援協議会において地域生活支援拠点の評価の基本的事項について検討する。	福祉課 （福祉支援担当）

4. 保健・医療サービス

施策番号	事業の概要と方針	令和7年度実施状況	令和8年度目標	担当
4-1-2①	**精神保健相談の推進** 保健所、相談支援事業者等の関係機関との連携の上、精神保健相談・受診前相談の充実を図り、精神保健相談を推進する。	・相談実件数19件、延べ件数51件。訪問件数延べ17件、電話相談102件、メール相談4件実施した。精神ケース検討会議を隔月に実施した（計6回）。また、困難ケース等は幸手保健所や相談支援事業所等と訪問、面接を行い、情報共有や支援について検討し実施した。	・引き続き、関係機関と連携し精神保健相談を実施する。	健康介護課 （健康増進担当）
		・必要に応じ幸手保健所や関係機関等と情報の共有や支援方法等について検討。	・幸手保健所や関係機関等と情報の共有や支援方法等について検討する。	福祉課 （福祉支援担当）
4-2-2⑩	**地域の中核機能を有する児童発達支援センターの整備** 埼葛北地区地域自立支援協議会圏域に中核的な機能を有する児童発達支援センターを整備する。	・埼葛北地域の市町で共同設置に向けた検討	・埼葛北地域の市町で共同設置に向けた検討	福祉課 （福祉支援担当）

5. 教育(保育)・生涯学習

施策番号	事業の概要と方針	令和7年度実施状況	令和8年度目標	担当
5-1-1④	**保育所等への巡回相談** 集団生活が可能な障がい児の受け入れを行っている保育園等に対し、より専門的な支援を行える職員が訪問し、障がい児の適切な発育を支援する。	・心理士等が町内、7園の保育園・幼稚園を巡回し、保育士等への助言を実施。	・令和9年からの大幅な見直しについて検討する。	福祉課 (福祉支援担当)
5-1-3⑥	**交流教育の推進** 障がいのあるなしにかかわらず互いを認めあい、理解を深め、支えあえるインクルーシブ教育を推進するため、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。	①宮代特別支援学校と百間小・前原中で、交流事業を実施。 ②宮代特別支援学校及び春日部特別支援学校において支援籍学習の実施。 (各特別支援学校から各学校(百間小1名　東小4名　須賀中1名　百間中1名)で実施)	・障がいのあるなしにかかわらず互いを認め合い、理解を深め、支えあえるよう、県立宮代特別支援学校との交流を計画・実施する。また、小・中学校における支援籍学習を実施する。	教育推進課 (学校教育担当)
5-1-4②	**発達障がい児等の教育支援体制の充実** 発達障がい児童生徒に対し、特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制の充実や、各小中学校への発達障害者等特別支援教育指導者の配置等、教育支援体制を推進する。	①各校2回サポートチーム訪問の実施をした。(須賀小7月14日、1月26日百間小7月10日・2月3日、東小7月2日・2月17日、笠原小6月12日・2月20日、須賀中6月19日・2月16日、百間中7月1日・1月22日、前原中6月16日・2月6日) ②特別支援教育サポーターによる生活介助、学習活動サポートの実施をした。 ③「この子にぴったりのサポートを考える」をテーマに、県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会を実施した。(7月31日)(再掲)	・サポートチーム訪問指導を年2回中1回実施する。 ・特別支援教育コーディネーターの配置(各小学校) ・特別支援教育サポーターを各校1名配置する。 ・県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会を実施する。	教育推進課 (学校教育担当)

6. 生活基盤

施策番号	事業の概要と方針	令和7年度実施状況	令和8年度目標	担当
6-1-2①	**障がい者の雇用の場の創出** 町と商工会、特別支援学校、ハローワーク、そして福祉関係機関等との連携を強化し、障がい者の雇用の場を拡大していく。	・就労移行サービス利用からの定着支援利用者数　13人。	・特別支援学校生徒の実習受け入れ。	福祉課 （福祉支援担当）
		・職員採用試験（第1次試験：9月21日）において、障がい者対象枠（3障がい問わず）を設けた。	・今後も法定雇用率を注視しつつ、職員採用試験において、障がい者対象枠（3障がい問わず）を設けていく。	総務課 （庶務職員担当）

7. 生活環境

施策番号	事業の概要と方針	令和7年度実施状況	令和8年度目標	担当
7-1-3③	**避難行動要支援者支援体制の整備** 障がい者等が災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、必要な支援が受けられる体制を整備する。	・要支援者名簿の更新を実施。 ・更新名簿受領と個別避難計画作成促進のため、9月に防災会長、区長、民生委員・児童委員に対し、合同説明会を開催。 ・制度の周知・啓発の結果、名簿受領団体が昨年度5割から6割に増加。	・名簿更新、合同説明会による制度の周知・啓発を実施し、個別避難計画作成促進や避難支援者確保のための環境整備を進め、計画提出団体を5割にする	健康介護課 （高齢者支援担当）
		・要支援者名簿の更新。 ・福祉避難所設営訓練の実施。	・要支援者名簿を更新する。 ・個別避難計画作成のケーススタディを実施する。	福祉課 （福祉支援担当）
		①健康介護課と連携し、令和8年5月12日（火）開催の自主防災組織連絡協議会で制度説明の専門パートを設け、各自主防災組織に対する直接的な周知・情報共有を実施した。 ②9月に実施された要支援者支援制度説明会において、各自主防災組織の代表者等に対して個別避難計画作成の協力を依頼した。	①自主防災組織に避難行動要支援者支援制度の周知を行う。 ②自主防災組織に個別避難計画作成の協力を促す。	くらし安全課 （危機管理担当）